

第四十号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表四を次のように改める。

別表四（第六条の四関係）

名称	名称							利用時間帯		
	甲小 和岩 亭公 園	和室 (楓)	和室 (桂)	洋室 (雪の間)	和室 (月の間)	和室 (風の間)	和室 (鳥の間)	和室 (花の間)	午前 の部	午後 の部
利用者の区分		六二〇円	七七〇円	一、 二 三〇円	一、 二 三〇円	六二〇円	九三〇円	一、 五 四〇円	午前九時～正 午	午後一時～午 後四時
単位		六二〇円	七七〇円	一、 五 四〇円	一、 五 四〇円	九三〇円	一、 二 三〇円	一、 八 五〇円	午後六時～午 後九時	夜間の部
使用料		一、 八 五〇円	二、 三 一〇円	四、 六 三〇円	四、 六 三〇円	二、 七 八〇円	三、 七 〇〇円	五、 五 五〇円	午前九時～午 後九時	全日

(二)

(一)

小松川千本桜パーク 新左近川親水公園 バレキユール 総合レクリエーション公園 富士公園	名称	単位	使用料
	一区画	一回	二、〇六〇円

(四)

備考 小型・普通車の利用に限り、十二時間までの使用料の上限を一、〇〇〇円とする。

駐車場	種別	単位	使用料	
			大型車	小型・普通車
一時間			以後最初の 一時間	以後最初の 一時間
			三六〇〇円	一二〇〇円

(三)

備考 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額を増徴する。

総合レクリエーション公園なぎさ公園運動場		中学生以下	高校生以上	一般
				一時間
		無料		一、五四〇円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区立公園条例別表四の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。